

後期高齢者医療制度ご加入の皆さま

介護保険の第一号被保険者の皆さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は **保険料** が **減免** となります

【保険料の減免の対象になる人】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険料を**全額**免除
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、以下の要件すべてに該当する世帯 ⇒ 保険料の**一部**減額

保険料が一部減額される要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険料の場合は除く）
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること
- (注) 減免を受けるためには、申請が必要です。

申請に必要な書類などの詳細については、下記にお問い合わせいただくか町ホームページ (<https://www.town.sannohe.aomori.jp/>) でご確認ください。

【後期高齢者医療保険料について】

三戸町役場健康推進課高齢者支援班 ☎ 20-1153

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

【介護保険料について】

三戸町役場健康推進課高齢者支援班 ☎ 20-1153



お気軽に
ご相談ください

・・・以下は、有料広告です。

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎 給付金について

無料個別相談会

を行います。

日程・会場 9/12 (土) 八戸市 ユートリー 5階 異業種交流会室

対象者 昭和16年7月2日～ ※ご遺族の方も給付金請求できます
昭和63年1月27日 生まれ

給付金 50万円～ ※病態に応じて給付金等の内容が異なります
3,600万円

完全予約制 ☎ 0120-013-621
<ご予約受付時間>
平日 9:00～18:00
個別面談なので、他の方と顔を合わせることはありません。

弁護士費用 着手金・相談料 無料
成功報酬制
※訴訟実費別途

弁護士法人 弁護士 櫻庭亨一「あいほこういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A【営業時間】平日 9:00～18:00
プレシャス総合法律会計事務所
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp
FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp/

無料電話相談も

同時受付中! お気軽にお電話ください

※町では、財源確保などのため広告を掲載しています。なお、掲載する広告は、三戸町が推奨するものではなく、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

※広告掲載の申込みなどについては、三戸町役場まちづくり推進課まで ☎ 20-1117